

大台町水道事業料金改定（案）及び大台町生活排水処理事業料金改定（案）

に係るパブリックコメント（意見公募）手続きについてのQ & A

Q 1. パブリックコメント手続きとはどのような制度ですか。

A 1. パブリックコメント手続とは、大台町が計画を決定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、そのご意見等を考慮しながら決定を行うものです。皆さまからお寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する大台町の考え方も併せて公表します。

Q 2. どのような人が意見を提出できますか。

A 2. 原則として、町内に住所を有する方、町内に事務所または事業所を有する方、町内に在する事務所または事業所にお勤めの方、料金改定に利害関係のある方が対象となります。

Q 3. 意見を提出するにはどうすればいいですか。

A 3. 意見の提出方法は、所定の様式で、建設上下水道課に直接提出いただくか、郵送、ファックス、電子メールによりご提出ください。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録することができないため受け付けておりません。必ず書面等で提出してください。

Q 4. 住所や名前は記載しないといけませんか（匿名で意見を出すことはできませんか）。

A 4. 意見を提出いただく場合は、住所と名前などの記載が必要です。

理由は、大台町水道事業料金改定（案）及び大台町生活排水処理事業料金改定（案）に、責任ある立場で意見を提出いただく必要があるからです。

また、ご意見の内容の確認を行う場合もありますので、名前、連絡先などの記載もお願いします。

Q 5. 提出した意見に対する回答はもらえるのですか。

A 5. パブリックコメント手続きでは、皆さまから一時的に多くのご意見・提言が寄せられる見込みであるため、個別に回答することはしていません。

なお、どのようなご意見が寄せられたのか（類似のものは取りまとめます）、またそれに対する大台町としての考え方を後日公表することになっています。

Q 6. 提出した意見はどのように扱われますか。

A 6. 大台町水道事業料金改定及び生活排水処理事業料金改定にあたっての参考とさせていただくとともに後日ご意見の概要と、これに対する町の考え方について、大台町のホームページで公表します。

- ・ 本意見募集と関連のないご意見等については公表しません。
- ・ 類似のご意見等は適宜整理のうえ、まとめて公表します。
- ・ ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれがあるものについては、その全部または一部を削除します。
- ・ ご意見の中に含まれる誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現については、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行います。

Q 7. 提出された意見等に係る名前、住所等の個人情報はどうに取り扱われますか。

A 7. ご記入いただきました内容は、この意見募集に関する業務のみで使用し、住所、名前、連絡先等の個人情報は、大台町個人情報保護条例に従い、適正に管理し、公表はいたしません。